

令和7年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日（火） 16時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第12号 合意解約等について
- 第 3 議案第57号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第58号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第59号 非農地証明について
- 第 6 議案第60号 あっせんについて
- 第 7 議案第61号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さん、こんにちは。

本日は、榕城下方担当推進委員、住吉担当推進委員、中割担当推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年12月西之表市農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いいたします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は令和7年12月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

さて、令和7年も今日入れてあと9日となりました。我々の任期もあと7ヶ月と28日となっているようです。次の委員の募集期間が12月15日から1月15日の1ヶ月間となっています。

委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく農地利用の最適化のために非常にごがんばっていただいています。

農地を守るため農業委員会の役割は大変重要です。本市の農業振興を図るためにも、任期終了まで引き続きがんばっていただければと思います。

また、暖かかったり寒かったりと気温の変動が激しいです。インフルエンザがまた流行っています。中種子町では学級閉鎖ではなくて学校閉鎖があったようです。うがい、手洗いをして体調管理には気をつけていただきたいと思います。

また、少し長くなりますけれども、農政の報告をします。この間いろいろ要請をしてきたところです。

補正予算に関してですが、畜産農家が大変なところで少し上向いてきて右肩上がりになっていますけれども、まだまだ厳しいところで畜産に重きを置いているようです。

また、青果の分野では共同利用施設の再編については、1つの施設を何人かで共同で利用することで、補助率等の拡充をお願いしているようです。皆さんの一番の近いところでは澱粉イモの原料用甘藷ですが、令和7年度がトンあたり34,350円、令和8年産が1,660円上げの36,010円となっています。

サトウキビは、令和6年から7年に少し減額をされるのではないかと心配をされたのですが、7年産も16,860円、8年産はもっと厳しくなると言われていたのですが、がんばっていただきまして据え置きで16,860円ということが決まっているようです。

我々の知らないところで議員の皆さんも一生懸命がんばっています。我々も所得増大に向けてその手助けができればなと思っていますので、よろしくをお願いします。

また地域計画の目標地図のこともいろいろ話が出たところです。

少し長くなりましたけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は議事運営がスムーズにいきますよう皆様のご協力をよろしく申し上げます。

### ○議長

それでは本日の会議を開催します。

本日の日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10に規定する議事録署名委員の指名を行います。

12番 日笠山委員、14番 名越委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第12号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

### ○事務局

日程第2、報告第12号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は1番から7番の7件で台帳現況地目畑11筆、面積31,247平米の合意解約がありました。

以上で報告を終わります。

### ○議長

続きまして、日程第3、議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

### ○事務局

日程第3、議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページから4ページです。

今月は5件です。

3ページです。

1番です。榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積1,246平米を所有権移転するものです。

2番です。榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積132平米を所有権移転するものです。

3番です。安納校区軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積4,373平米を所有権移転するものです。

4番です。上西校区栢之峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積866平米を所有権移転するものです。

4ページです。

5番です。伊関校区柳原地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積1,424平米を所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて担当委員から報告をお願いします。

整理番号1番、2番については私が担当ですので報告します。

### ○4番委員

整理番号1番ですけれども、担当推進委員、譲受人立ち会いのもと現地を確認しま

した。

申請地は、譲受人に畑の真ん中であって譲受人の畑を通らないとそこの畑に行けないところ。昔は少し段がありまして、その土手の縁を歩いて通っていたということです。この土地は譲受人が60年前から借りて耕作していたところで、その頃から売ってくれないかと話はしたようですが、その時は売らないということだったらしく、最近になってから買ってくれと話が出てきましたとのこと。

譲受人はかなり高齢ですが、まだまだ元気で5、6年がんばってみようかなという話でした。許可相当と考えます。

整理番号2番です。譲渡人と譲受人のお母さん同士が友達で、ここも40年前から譲受人の母がずっと借りていて、面積が1畝ぐらいで狭いですが、野菜をずっと作っていたそうです。譲渡人は島には帰らないということで、今回の申請になりました。

整理番号1番、2番の譲渡人には電話で確認をしまして、申請どおり間違いのないことでした。

以上です。

### ○議長

それでは整理番号3番について、3番委員をお願いします。

### ○3番委員

3番です。

12月20日午前8時から担当推進委員、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人に関しましては、福岡県在住ということで、電話で確認をしています。

この農地に関しましては、以前、あっせんで出てきた農地です。場所としては、安納にある国のキビの研究センターの近くにある農地です。

金額もお互い話し合いをして決めたということです。現在は馬鈴薯を植え付けているということです。

双方確認しまして、申請どおり間違いはありませんでした。

譲受人は、安納イモを主に作付けしている農地所有適格法人で、経営、技術、農業機械等問題ありません。許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

続きまして整理番号4番について、12番委員をお願いします。

### ○12番委員

12番です。

今回は日程の都合上、現地確認及び聞き取り調査を別々に実施しましたのでご了承ください。

譲受人は古田在住のキビを主に作付けしている農家です。

譲渡人は、譲受人の母方のおばさんにあたるそうです。母親が上西出身ということで、申請地は10年ほど前から譲受人が作っていたということです。

他にも、上西地区内で母方の農地を頼まれて作っているそうです。

今回はそのおばさんがもう種子島には帰らないということで譲り受けることとなり、今回の申請となりました。

現地は、サトウキビが収穫間近の状況で、来年も引き続きサトウキビを作るそうで

す。

これまでの経緯から、何ら問題はなく、許可相当と考えます。

譲渡人には電話で確認をしています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

### ○議長

続きまして整理番号5番について、13番委員申し上げます。

### ○13番委員

13番です。

整理番号5番について報告します。

譲渡人、譲受人ともに元々柳原出身です。この度、譲渡人がもう耕作する意思がなく、譲受人にもらってくれないかということで、贈与という形になったようです。

譲受人は、キビ作農家で、植え付けから管理、刈り取り、運搬まで手がけている専業農家です。

譲受人とは、地目確認のため、柳原を回っていたところ会いましたので、この件について伺ったところ、間違いないということでした。綺麗に畑の草も払って、あと耕耘するだけになってる畑も見せてもらいました。

譲渡人は、元々柳原出身でしたが今は鞍勇に住んでいるということで携帯番号もわかってましたので電話したんですけども不在でした。伊関の西京苑に勤務中であるという情報を伺ったものですから、西京苑に出向いてこの経緯について確認を取りました。もらってくれる人がいるだけありがたいということでした。

譲受人は、申し分の無い経営者ですので、何の問題も無いと思います。

皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

### ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。

この件について皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

### ○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第58号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案説明を求めます。

### ○事務局

日程第4、議案第58号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は5ページです。

今月は2件です。

1番です。申請地は下西校区池野地区です。

申請理由は、市営グラウンド整備事業の一部で、新たな駐車場を設置するためです。スライドをご覧ください。

申請地は、黄色い枠内です。市が所有している青の枠線の農地とその上の登記地目が山林の土地を一体的に利用して駐車場を設置する計画です。

青の枠の農地は、6ページの議案第59号の「非農地証明について」の1番の申請地です。

また、2番についても市営グラウンド整備事業に関連する申請となっています。このスライドでは③と④の農地です。

5ページの説明に戻ります。

申請地の農地区分は、都市計画区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

今回の申請は、国の交付金を活用した市営グラウンド整備事業の一部であるため、市の予算にも計上されていて、転用は確実に行われると思われま

す。周辺は市営グラウンド、宅地、市道等に囲まれていて、転用による周囲への影響はないと思われま

す。2番です。申請地は榕城校区小牧地区です。

榕城校区小牧地区の担当委員は4番委員ですが、当日は合同調査日に都合がつかないということでしたので14番委員にお願いしました。

申請理由は、家族が増え現在の借家が手狭となったため、自宅として一般住宅を建築したいということです。

農地区分は、都市計画区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

資金調達については融資を受ける計画をしていて、住宅ローン等審査結果通知書の提出がありました。

また、平面図等の提出もあり、転用が確実に行われると思われま

す。周辺は宅地、市道等に囲まれていて、転用による周辺への影響はないと思われま

す。以上で説明を終わります。

## ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続きまして、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いしま

## ○6番委員

6番です。

議案58号「農地法第5条の規定による許可について」の合同現地調査の結果を報告しま

す。整理番号1番です。

12月10日水曜日午前9時20分から合同現地調査を行いました。

現地は市営グラウンドの掲揚台の裏手で、譲渡人、調査委員、担当農業委員、担当推進委員、事務局職員立会いのもと、合同現地調査を実施しました。

現況地目は畑になっていますが、周りは竹や木に囲まれ、現在は耕作されておらず、市営グラウンドの駐車場を設置する目的で、譲渡人、譲受人ともに話がついています。

調査の結果、許可相当と全員の意見が一致しています。

整理番号2番について報告します。12月10日水曜日に午前10時から譲受人、調査委員、担当農業委員、推進委員、事務局職員立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は榕城校区小牧地区の明朗幼稚園の市道沿いの畑で、現在耕作しておらず、雑草が生えている状態でした。

譲渡人と譲受人は親子です。譲受人はここに自宅を建てる目的で、分筆された畑への進入路も取り付けることのことです。調査の結果、許可相当と全員の意見が一致しています。

以上です。

**○議長**

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして担当委員の補足の説明がありましたらお願いします。

番号1番について11番委員をお願いします。

**○11番委員**

11番です。

ただ今、調査委員長の報告どおりです。特に自分から言うことはありません。

以上です。

**○議長**

それでは続きまして整理番号2を14番委員をお願いします。

**○14番委員**

14番です。

調査委員長の報告どおりです。

以上です。

**○議長**

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

**○現和担当推進委員**

駐車場は、どれぐらいの車が何台ぐらい入る予定ですか。

**○事務局**

普通車が35台を計画しています。

**○議長**

これは、工事のための駐車場になるのですか。

**○事務局**

工事のためではないです。市営グラウンド整備事業に含まれています。

**○議長**

競技者とか利用者のための駐車場ということですか。

**○事務局**

はい。

**○議長**

他にありませんか。

**○国上担当推進委員**

駐車場は、市営グラウンドから見たら結構高さがありますが、現状の高さで利用するのですか。

**○事務局**

高さを下げるとい話を聞いています。

**○議長**

他にありませんか。

**○現和担当推進委員**

2番の宅地の件ですけれども、家を何年以内に建てなければならないとかあるのですか。

**○事務局**

おおむね許可を得てから1年で建てるように示されています。

**○現和担当推進委員**

1年を過ぎた場合はまた申請をするのですか。

**○事務局**

再申請はせずに、完成予定が遅れた原因を進捗状況報告書で報告してもらい、早く完成するように指導します。

**○議長**

他にないですか。

(挙手無し)

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第58号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第59号「非農地証明について」を議題とします。

議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第5、議案第59号「非農地証明について」を説明します。資料は6ページです。

今月は2件です。2件とも議案第58号の1番で説明をしました市営グラウンド整備事業に関連する申請です。

スライドをご覧ください。先ほどと同じスライドです。

1番については②の農地を非農地とする申請です。

2番については、③と④の枠内の農地の一部を非農地とする申請です。

順に説明をします。

1番です。下西校区池野地区の1筆です。台帳地目は畑ですが、現況山林となっています。耕作しなくなった時期については、平成10年1月26日頃です。交付基準

1 (イ) に基づく申請です。

2 番です。下西校区池野地区の2筆です。2筆とも台帳地目が畑ですが、申請地は現況山林となっています。昭和60年4月1日頃から耕作されておらず、交付基準1 (イ) に基づく申請です。

事業で利用する部分については、分筆のための測量を終えています。

以上です。

#### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましても10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○6番委員

6番です。

整理番号1番について報告をします。

12月10日水曜日午前9時10分から合同現地調査を行いました。

現地は議案58号の1番の申請地、市営グラウンドの掲揚台の裏手で台帳地目畑となっています。平成10年頃から耕作されておらず、非農地の交付基準1 (イ) に基づく申請です。

整理番号2番について報告します。

一部非農地の部分を分筆しての申請です。台帳地目が畑になっていますが、昭和60年頃から耕作されておらず、竹が生え、我々調査員が入り込んで調査するのも難しいくらいになっていました。非農地の交付基準1 (イ) に該当します。

整理番号1番、2番は、市営グラウンドの整備事業の一環で、調査委員、担当農業委員、推進委員の合同調査の結果、許可相当と全員の意見が一致しています。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員から補足の説明があつたらお願いします。

整理番号1番、2番について11番委員をお願いします。

#### ○11番委員

11番です。ただ今、調査委員長が報告したとおりです。

以上です。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

#### ○4番委員

1番の申請人が市長で、2番が元市長になっていますけれども、これは個人のものなんでしょうか、それとも市のものなんでしょうか。

#### ○事務局

1番につきましては、平成9年に市営グラウンドのトイレの整備をしまして、その時に市が取得をしていますので、市の所有です。

そのトイレを作ったときに横の先ほど5条で話があったように段差があり、そこを削ったとき崩れないように擁壁を作ってその部分を市の名義に変えたということです。法務局で分筆してすぐに名義を変えたのですが、擁壁を作った後で地目変更していなくて、農地として残っていたので今回の申請となりました。

2番は個人所有です。

国と県については、農地法の許可不要で農地を取得できますが、地方公共団体の場合は、特別な取得理由が法律にあるので、それに該当するのであれば取得はできるということです。市は、原則農地を取得できません。

#### ○4番委員

山であれば、西之表市の名前で土地を所有できるっていいことですか。

#### ○事務局

そうです。2番目については地目を変えれば名義を変えられるということです。

#### ○8番委員

登記事項全部証明に個人名が載るか載らないかということですよね。自分たちも古田区会に地縁団体に名義を変えたけれども、それ以前は、その当時の代表者の連名とかで名義変更をする時が大変という状況が多々あります。

今回、代表者名で申請しているけれども、名義変更登記をした時に代表者名が記載されるのですか。

#### ○事務局

申請書は代表名まで記載してもらいますが、登記では代表者名は記載されません。

#### ○議長

この件につきましては、よろしいでしょうか。

ほかに無いでしょうか。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、質疑を終了し議案第59号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第6、議案第60号「あっせんについて」を議題とします。

議案説明を求めます。

#### ○事務局

日程第6、議案第60号「あっせんについて」を説明します。資料は7ページです。

今月の申し出は1件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。

場所は現和校区浅川地区の4筆です。希望等については特になしということでした。

あっせん委員は、2番 鮫島繁樹委員と9番 鮫島貞人委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に対して、質疑等ありましたら挙手をお願いします。

## ○9番委員

9番です。

その土地は現況調査で何回も見ているのですけれども、土地の境界もあまりわからないくらい荒れてしまっています。そこをどうやってあっせんすればいいかなと思っています。4畝とか2畝とかで4筆ありますが、面積が広ければすぐに見つかると思います。多分、米とか作りたいと思う人もいるでしょうが、現状そういう所は、あっせんして賃借料の相場はどのくらいがいいのでしょうか。

## ○事務局

再生事業を活用して農地に回復してから標準額で貸す形になるかと思います。

## ○議長

あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第7、議案第61号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に、「101ページの23番」は10番委員が、「102ページの34番」は6番委員が借り手となっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。「議事参与の制限」の規定によって、10番委員及び6番委員は、議事に参与できません。

なお、「100ページの1番」は、推進委員が借り手となっていますが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には当たりません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち「101ページの23番」及び「102ページの34番」以外を先に審議し、その後、「101ページの23番」及び「102ページの34番」を審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

## ○議長

それでは、議案第61号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してをお願いします。

## ○事務局

日程第7、議案第61号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は8ページです。

1段目です。期間が令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間、地目田、面積18,163平米、地目畑、面積179,881平米、合計198,044平米です。利用権の設定をする者31人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年2月1日から令和18年1月31日までの10年間地

目田、面積5,861平米、地目畑、面積182,024平米、合計187,885平米です。利用権の設定をする者29人、受ける者1人です。

内訳については、9ページから12ページを、詳細については13ページから98ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は99ページです。

1段目です。期間が令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間、地目田、面積18,163平米、地目畑、面積179,881平米、合計198,044平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者21人です。

2段目です。期間が令和8年2月1日から令和18年1月31日までの10年間、地目田、面積5,861平米、地目畑、面積182,024平米、合計187,885平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者21人です。

内訳については100ページから102ページを、詳細については、103ページから153ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、全体を通して説明がありました。

それではまず「101ページの23番」及び「102ページの34番」以外について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第61号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「101ページの23番」及び「102ページの34番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第61号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「101ページの23番」及び「102ページの34番」以外について、承認することに決定しました。

それでは次に、「101ページの23番」において、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、10番委員の退室を求めます。

(10番委員議場退室)

#### ○議長

それでは、「101ページの23番」の審議をします。皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第61号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「101ページの23番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第61号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「101ページの23番」は原案のとおり承認することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

**(10番委員議場入室)**

**○議長**

それでは続きまして、「102ページの34番」の審議をします。農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって6番委員の退室を求めます。

**(6番委員議場退室)**

**○議長**

それでは「102ページの34番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので質疑を終了し、これから、議案第61号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「102ページの34番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第61号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「102ページの34番」は、原案のとおり承認することに決定しました。

6番委員の入室をお願いします。

**(6番委員議場入室)**

**○議長**

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

1 2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

1 4 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印